

林業・木材産業複合経営化支援保証

林業者の方（造林・育林、素材生産を営む方）が新たに木材産業（木材・木製品製造、木材卸売等）の経営を行う場合、木材産業者の方が新たに林業の経営を行う場合に、保証料免除で当信用基金の信用保証をご利用できます。

ご利用対象者	<p>次の（１）に該当し、かつ、（２）又は（３）に該当する会社（子会社を含む。）、個人又は組合。</p> <p>（１）①又は②のいずれかの事業を営んでおり、当該事業開始後の決算期が３期を経過している者</p> <p>① 造林、育林又は素材生産のいずれかに該当する事業</p> <p>② 木材・木製品の製造又は木材卸売等のいずれかに該当する事業</p> <p>（２）新たに林業及び木材産業の複合経営（※）を予定し、具体的な事業計画を有する者</p> <p>（３）現に林業及び木材産業の複合経営（※）を行っており、複合経営開始後の決算期が３期を経過していない者</p> <p>※「複合経営」とは、（１）①の「造林・育林又は素材生産のいずれかに該当する事業」及び（１）②の「木材・木製品の製造又は木材卸売等のいずれかに該当する事業」を複合して営むこと。</p>
保証限度額 保証期間	通常の保証限度額及び保証期間と同様です。
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で５年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	ご利用条件により連帯保証人が必要となる場合があります。
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	様式保第８号の「林業・木材産業の複合経営計画書」の提出が必要です。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金</p> <p>林業調整室 林業業務推進課/林業信用保証業務部 業務課</p> <p>〒105-6228</p> <p>東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMOR Iタワー 28階</p> <p>電話：03-3434-7825（地方公共団体又は木材関係団体の方）</p> <p>03-3434-7826、7827（融資機関又は保証ご利用の方）</p> <p>URL：https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html</p>



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。